

業務委託仕様書

1 委託業務名

徳島県「かかりつけ医と連携した特定健康診査の受診勧奨モデル構築事業」

2 目的

国民健康保険被保険者の健康寿命の延伸及び医療費の適正化を図るため、市町村国保における特定健康診査（以下「特定健診」）の受診率向上に向け、モデル市町村においてかかりつけ医と連携した特定健診の受診勧奨モデルを構築する。

3 対象（モデル市町村）

上板町

4 委託期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

5 委託業務の内容

特定健診の受診率向上に向け、かかりつけ医と連携した特定健診の受診勧奨モデルを構築する。

（1）対象者抽出

県及びモデル市町村が提供するデータから、本事業に適切な対象者を抽出する。本事業はかかりつけ医と連携した特定健診の受診勧奨事業として、通院歴がありながらも、特定健診が未受診の方であって、医療機関で特定健診と同項目の検査を受けているものを対象とする。

なお、医療機関で特定健診の項目のうち一部の検査のみを受けているものについても対象とすることができる。

（2）かかりつけ医による特定健診（「みなし健診」を含む）の受診勧奨

（ア）医療機関及び医師会への協力依頼

対象者が通院する特定健診実施医療機関及び医師会に対して、事業説明とみなし健診の受診勧奨への協力依頼を行う。依頼事項は下記のとおり。

- ・医療機関で特定健診と同項目の検査を全て受診済みの方に対しては、みなし健診の概要説明とその実施を勧める。
- ・医療機関で特定健診の項目のうち一部の検査のみを受診済みの方に対しては、追加検査の実施によりみなし健診として取扱いができるため、モデル市町村の意向に沿った実施を勧める。

※ 特定健診未受診者に対する特定健診の受診勧奨が行われていない場合にあっては、みなし健診に優先して特定健診の受診勧奨をお願いする。

(イ) 対象者の最終選定

医療機関及び医師会への協力依頼を行い、承諾が得られた医療機関の情報を突合し、対象者の最終選定を行い、対象者リストを作成する。作成した対象者リストを承諾が得られた医療機関へ提供し、対象者が通院した際に、当該医療機関から対象者に対し、(ア)で記載した受診勧奨を行ってもらうこととする。

(ウ) みなし健診の実施体制構築

モデル市町村でみなし健診を実施する上での課題を分析の上、その解決策を提案し、効率的・効果的な手法を構築する。その際、モデル市町村の意見を十分に聴取した上で、地域特性に応じたものとし、本事業の継続実施や他市町村への横展開が図られることも想定したものとする。

① 医療機関の負担軽減策

特定健診の受診勧奨や、みなし健診に係る負担の軽減策

(例：医療機関での掲示や対象者への事業説明等に活用する媒体の作成、
検査結果の情報提供に係る作業の効率化 等)

② 市町村の負担軽減策

みなし健診の実施に係る負担の軽減策

(例：医療機関への協力要請、医療機関との契約支援、データ入力作業の効率化 等)

③ 自由提案(※任意)

みなし健診の広域化 等

(3) 事業成果の報告

モデル市町村や医療機関等へアンケート調査等を実施するなど、事業の評価や改善策の検討を行った上で、事業成果報告書を作成し県へ提出する。また、県や市町村が開催する会議において、本事業の成果を報告する。

6 体制整備

業務を円滑に行うとともに、トラブル発生時等に、迅速な対応がとれる体制を整備すること。

7 留意事項

- (1) 個人情報については、個人情報保護の重要性を認識し、「個人情報の保護に関する法律」をはじめとする個人情報保護に関する法令、ガイドライン等に加え、別記1「個人情報取扱特記事項」、別記2「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守の上、適正に管理し、取り扱うこと。
- (2) 本事業の実施にあたっては、厚生労働省の都道府県国保ヘルスアップ支援事業を財源として活用することを想定しているため、当該事業の交付金の活用を前提とした企画を提案すること。また、県やモデル市町村が実施している他の事業と重複がないよう調整し、効果的に行うこと。

- (3) 本仕様書に明記のない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、速やかに県と協議すること。
- (4) 本業務で作成した成果品の著作権は、委託者である県に帰属すること。